

企画部長 説明要旨

企画部長の 北村 でございます。

委員の皆様方には、平素より地方創生の取組に関しまして、格段の御指導、御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

地方創生につきましては、「和歌山県総合計画」の実施計画【アクションプラン】に基づき、県内産業を活性化させ、雇用を創出するとともに、人を呼び込み、暮らしやすく魅力あふれる地域をつくるための取組を進めています。

国においては、地方が持つ大きな伸び代と地域特性を最大限に活かし、地場産業の付加価値向上等を通じて、地方の暮らしの安定を実現することを目指しています。

そして、地方創生の総合的な支援として、地方公共団体の自主性と創意工夫に基づく地域独自の取組を後押しするため、「地域未来交付金」が措置されております。この交付金に関する本県の取組状況につきましては、後ほど、企画課長から説明をさせていただきます。

人口減少・超少子高齢化やデジタル技術の進展、脱炭素・循環型社会への構造転換が求められるなど、本県を取り巻く環境の変化に的確に対応し、本県の特性を活かした、より豊かで持続可能な社会・経済を創生するため、引き続き取組を進めてまいります。

私からの説明は以上でございます。

地域振興部長 説明要旨

地域振興部長の 赤坂 でございます。

委員の皆様方には、平素より半島振興の取組に関しまして、格段の御指導、御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

地域振興部は、人口減少や高齢化など地域を取り巻く状況が大きく変化する中、地域振興に係る業務を集約し、地域課題の解決に向けた取組を推進しております。

地域の皆様のご意見をしっかりと吸い上げ、地域振興を最前線で担う市町村を支援しながら、地域活性化に尽力してまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

半島振興の施策につきましては、昭和 60 年に半島振興法が 10 年間の時限法として制定されて以来、国の支援施策の拡充や法の延長を求め、国会議員や省庁に対し、要望活動を実施してきたところです。これまで、予算措置、税制措置及び地方財政措置も段階的に充実され、半島地域における交通基盤や生活環境の整備等に一定の成果が現れてきております。

しかしながら、半島地域は他の地域と比べ、とりわけ人口の減少や少子・高齢化が進行し、交通・情報通信等の産業基盤や社会基盤の整備等の面で、依然として多くの課題を抱えています。

また、「令和6年能登半島地震」でも明らかとなった、半島地域の脆弱性の教訓から、令和6年度末に法期限を迎えた4度目の法延長に際しては、10年間の延長のみならず、法目的に「半島防災」が追加されるとともに、新設された基本理念にも「半島防災・国土強靱化」などの観点が盛り込まれました。

直近の「令和8年熊本地震」や「令和8年8月千葉豪雨」など、全国各地で大規模災害が相次いでいる中、本県においても南海トラフ地震など、将来的に発生が懸念されている大規模災害から住民の生命と財産を守り、半島地域の持続的な発展を実現するためには、「半島防災」を軸とした国土強靱化をさらに推進していくことが不可欠です。

昨年度、三重県・奈良県と当県の三県が連携し策定した「紀伊地域半島振興計画」においても、交通・通信施設整備の拡充等に加え、「半島防災」と「複合災害への備え」の観点から道路ネットワークの強化など、本県における国土強靱化に資する基盤整備や防災体制の強化を盛り込み、半島振興施策の推進に取り組んでいるところです。

なお、今年度におきましても、6月に国会議員や省庁に対する要望活動を行い、11月11日には、関係自治体や団体等と連携し、東京都内で「半島振興対策促進大会」を開催する予定です。

後ほど、地域振興課長から、半島地域の税制特例制度とその活用状況について説明をさせていただきます。

企画課長 説明要旨

企画課長の 岩垣 でございます。

私からは、地域未来交付金を活用した取組につきまして、ご説明いたします。本県では地域未来交付金のうち、地域未来推進型、デジタル実装型の2種類を活用しております。地域未来推進型については企画課が、デジタル実装型についてはデジタル社会推進課がそれぞれ担当となっていますが、企画課から一括してご説明させていただきます。

資料1の1ページをご覧ください。

まず、地域未来推進型についてですが、令和8年度は、17事業で合計17億6,877万2千円の交付金を活用しております。

①の事業（地域の新たな「つながり」創出プロジェクト）につきましては、地域社会の魅力向上・賑わいの創出に向けて、空き家等の利活用にかかるマッチングプラットフォームの構築等を行うほか、持続可能な地域交通の構築に向けて、圏域ごとのあるべき姿を再構築するため、専門家とともに全市町村の現状把握・課題分析を行うものでございます。

②の事業（若者や女性に選ばれる県内企業創出事業）につきましては、県経済の中核を担いうる売上高100億円をめざす「100億企業」や「中堅企業」の創出に向けた、成長戦略の策定をはじめとする個社支援等により稼ぐ力を向上させるとともに、次世代の視点で考える働きやすい職場づくりやオープンファクトリーの導入促進等を通じて、

県内企業における人材定着・確保を促進するものでございます。

③の事業（養殖業成長産業化推進）につきましては、県内において戦略的に陸上養殖の新規参入・誘致を促進するため、利用可能な土地や周辺環境にかかる情報収集を行い、適地や養殖可能な魚種・規模等の調査を実施するものでございます。

④の事業（サイクリング王国わかやま実現によるサステイナブルなサイクルツーリズム創出プロジェクト）につきましては、サイクリストが安全・安心に走行できる、自然と調和した魅力的な環境づくりを推進するとともに、広域的なサイクルルートを活かしたプロモーション活動を通じてサイクルツーリズムによる誘客拡大を図るものでございます。

2ページの⑤の事業（熊野白浜リゾート空港を軸とした地域活性化事業）につきましては、首都圏における空港利用のPRや国際チャーター便の誘致、空港周辺の二次交通改善等による利便性向上や地元住民等への利用促進を通じて、熊野白浜リゾート空港を活用した地域活性化を図るものでございます。

⑥の事業（世界とつながる次世代を担う和歌山県人創出事業）につきましては、世界でも希少な世界遺産の道の特性を活かして、歩くことを目的とした巡礼の旅をPRするとともに、環境保全活動を通じて参加者がその魅力や価値を再認識し、世界遺産を良好な形で次世代へ継承していくものでございます。

⑦の事業（人口減少下における農業の持続性確保プロジェクト）に

つきましては、経営発展に資する機器の導入等の支援により農業者の生産性向上・経営改善を推進するとともに、県産品のPRイベント・フェアの開催などのプロモーション活動や、県産ブランド和牛の新規販路開拓支援等を通じて、県産農産品の需要拡大を図るものでございます。

⑧の事業（Well-being に出会える和歌山暮らし・地域交流促進プロジェクト）につきましては、地域内外のネットワーク作りに向けた仕組みを構築するとともに、複業・起業人材や親子など様々なターゲットに向けた関係人口創出プログラムを実施するなど、多様な関係人口を受け入れるための体制強化を図るものでございます。

3ページの⑨の事業（ゲームを梃子としたデジタルクリエイティブ文化の形成による地域活性化プロジェクト）につきましては、e スポーツの競技大会を開催するほか、ゲームクリエイターのための交流コミュニティを運営するとともに、ゲームづくりコンテストなどのイベントを開催するものでございます。

⑩の事業（新産業創出と人材創出の両立による持続可能な経済エコシステム構築事業）につきましては、県内企業の宇宙産業への参入や宇宙産業人材の育成を図るとともに、社会課題解決型企業の創出・成長を促すものでございます。

⑪の事業（森林資源を活かした地域活力の再生と山村地域の防災面の強化）につきましては、林道・治山事業による利用可能な森林資源の確保、輸送能力と森林へのアクセス面の向上を図るインフラ整備事業と併せて、都市部でのプロモーション活動等新規林業就業者の確保

に向けたソフト事業等を実施することにより、豊富な森林資源を活用した地域活性化を推進するものでございます。

4ページの⑫の事業（未来を拓く”地域GX・DX”の構築～和歌山県のサステナブルな成長実現に向けて～）につきましては、地域課題を解決するDXモデルの構築・展開や、持続可能な地域公共交通の構築に向け、NPO 法人等が実施するライドシェアの実証運行等を支援するものでございます。

⑬の事業（明日へつなぐ持続可能な農林漁業の実現に向けた好循環創出プロジェクト）につきましては、漁業者の収益源の複合化に向けた取組支援とあわせて、地域資源である魚介類やジビエを学校給食の食材として提供するなど、魚介類やジビエの魅力発信を行うものでございます。

⑭の事業（大阪・関西万博を見据えた「新たな旅のスタイル」普及・促進）につきましては、「デジタル化」や「アウトドア観光」による観光誘客を進めるとともに、海外向けプロモーションやインバウンド観光客の受入環境整備を実施するものでございます。

5ページの⑮の事業（ポストコロナ時代の若者就職支援による県内定着・移住促進）につきましては、高校生、大学生や第二新卒等の方への相談支援体制の整備や企業説明会の開催、ガイドブックや Web を活用した県内企業の魅力、採用情報等の発信を行うものでございます。

⑯の事業（和歌山県移住・マッチング支援/「地域課題解決型」起業

支援）及び⑰の事業（和歌山県プロフェッショナル人材事業）につきましては、起業または就業した移住者に対する移住支援金の支給に加え、県内企業の人手不足解消や地域活性化等に向けて、プロフェッショナル人材やUJターン者と県内企業とのマッチング、地域での起業の支援を行うものでございます。

6ページをご覧ください。

次に、デジタル実装型についてですが、令和8年度は、2事業で3,597万円の交付金を活用しております。

①の事業（防犯アプリ導入事業）につきましては、これまで、住民に対する犯罪・不審者情報等の配信は文面のみの防犯メールにて実施していましたが、スマートフォン用防犯アプリを導入することで、タイムリーに情報を配信することと併せ、防犯アプリに付随する防犯便利機能の利用を推奨することにより、住民の安全で安心な暮らしを支援するものでございます。

②の事業（放置違反金の eL-QR 導入に伴う県の財務会計システム等改修事業）につきましては、これまで、放置違反金等の納付受付について、金融機関窓口のみの対応としていたため、納付できる場所や時間に制約がありましたが、地方税統一 QR コードを活用した電子納付を導入することにより、いつでも、どこでも納付が可能となるものでございます。

また、参考資料として、昨年度終了した事業について、資料2として配布させていただいております。

私からの説明は以上でございます。

地域振興課長 説明要旨

地域振興課長の 宗野 でございます。

私からは、半島振興関係について御説明いたします。

資料3の1ページを御覧ください。

半島地域の税制特例制度いわゆる半島税制について、説明させていただきます。

半島税制は、半島振興法に基づき半島振興対策実施地域に指定された市町村が、同法に基づく産業振興促進計画を策定している場合に適用される、国税と地方税の優遇措置です。

それでは、2ページを御覧ください。

まず、国税（所得税・法人税）の割増償却制度について御説明いたします。

この制度は、対象となる業種が定められており、製造業や旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等を行う事業者が、半島地域内で当該事業のために用いる設備の取得などを行った場合に、減価償却額を5年間通常より多く計上できるというものです。

次に、3ページを御覧ください。

地方税の不均一課税に係る減収補てん措置について説明させていただきます。

この制度は、対象となる事業を行う事業者が、半島地域内で、当該事業のために用いる設備を新增設した際に、県や市町村が通常より低

い税率で課税した場合、事業税と固定資産税は3年間、不動産取得税は当該年度分について、減収額の75%が普通交付税で措置されるものです。

次に4ページを御覧ください。

半島税制の活用状況について御説明いたします。

半島税制は、企業誘致や雇用促進に効果のある制度として活用されているところでございます。令和7年度に半島税制を活用した県内の事業者数は、国税の割増償却制度が8者、地方税の不均一課税が、事業税で7者、不動産取得税で2者、固定資産税で28者となっております。

半島税制を活用した事業者からは、その効果として、「資金的余裕が生まれ追加投資が可能となった」、「税制が設備投資の後押しとなった」などの声を聞いております。

以上のとおり、半島税制は非常にメリットのある制度でございますが、今年度末で適用期限を迎えることとなっておりますので、延長が実現されるよう、他の道府県と連携し引き続き国に対し、要望してまいります。

私からの説明は以上でございます。